アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱

（昭和51年7月26日　51構改Ｂ第1361号
農林事務次官依命通知）

改正　平成　5年　4月　1日　　5構改Ｂ第441号
改正　平成　8年　4月　1日　　8構改Ｂ第208号
改正　平成　9年　4月　1日　　9構改Ｂ第255号
改正　平成10年　4月　1日　10構改Ｂ第269号
改正　平成14年　3月29日　14経営第6380号
改正　平成15年　3月17日　14経営第6735号
改正　平成20年　3月27日　19経営第7835号
改正　平成21年　4月　1日　20経営第7179号

（別紙）

アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱

第１　農林水産大臣は、北海道におけるアイヌ住民の居住地区の農林漁業経営の近代化を図るため、アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和５１年６月１２日付け５１構改Ｂ第１３３９号農林事務次官依命通知）に基づいて行うアイヌ農林漁業対策事業に要する経費につき北海道に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

第２　第１に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

第３　適正化法第５条、施行令第３条及び規則第２条に規定する申請書及び添付書類の様式は、別記様式第１号のとおりとし、正副２部を農林水産大臣に提出するものとする。

２　北海道は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

第４　規則第２条の規程による申請書の提出の時期は、農林水産大臣が別に定める日までとする。

第５　北海道は、規則第３条第１号の規程に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第２号による変更承認申請書正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第６　規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第７　北海道は、規則第３条第２号の規程により農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第８　適正化法第１２条の規程による報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第４・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第３号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、農林水産省経営局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。

第９　規則第６条の実績報告書の様式は、別記様式第４号のとおりとし、正副２部を農林水産大臣に提出するものとする。

２　北海道は、第４第２項ただし書により交付の申請をしたとき、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　北海道は、第４第２項ただし書により交付の申請をしたとき、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第５号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10　施行令第１３条第４号の規程に基づく農林水産大臣の定める財産は、別表の経費の欄の２に掲げる事業により取得した取得価格が、１件当り５０万円以上の機械及び器具とする。

第11　規則第３条第４号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第６号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

別表（第２関係）

事業	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
アイヌ農林漁業対策事業（統合補助事業）	１．事業費 市町村が、アイヌ農林漁業対策事業実施要領に基づいて行う事業に要する次の経費に対し、北海道が補助するに要する経費及び土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等がアイヌ農林漁業対策事業実施要領に基づいて行う事業に要する次の経費につき、市町村が補助するに要する経費に対し、北海道が補助する場合における当該補助に要する経費 ア．農林業生産基盤整備事業に要する経費 イ．農林漁業経営近代化施設整備事業に要する経費 ウ．特認事業に要する経費 ２．附帯事務費 （１）北海道が行う１の計画の樹立の指導及び事業の実施の指導等に要する経費 （２）市町村が行う１の事業計画の樹立及び事業の実施の指導等に要する経費	２／３以内 １／２以内	経費の欄に掲げる１の経費から２の経費への流用	市町村ごとの個々の事業又は施設について、経費の欄に掲げる１の経費に係る事業主体の変更